

広報資料

【広報案件】

- ・ 平成 30 年の海上犯罪の状況（速報）
- ・ 平成 30 年の海洋汚染の状況（速報）

【お知らせ】

- ・ 「ららぽーと名古屋みなとアクルス」において
118 番の周知活動を行います！
- ・ 「船飯レシピ特別公開」の予定について
- ・ 平成 30 年における海難発生状況について（四管区速報）

【問い合わせ先】

警備救難部刑事課

刑事課長 西 川 晃

電話052-661-1611（内線3170）



平成31年1月17日
第四管区海上保安本部

平成30年の海上犯罪の状況（速報）

平成30年の第四管区海上保安本部管内における海上犯罪送致件数は、対前年比7件減少の460件でした。

そのうち、漁業関係法令違反が約39%と最も多く、次いで海事関係法令違反が約38%となっております。

1 内訳

漁業関係法令違反	181件（前年189件：－8件）
遊漁者等の漁具・漁法制限違反（愛知・三重県漁業調整規則違反）	67件
漁業権侵害（漁業法違反）	37件等
海事関係法令違反	177件（前年182件：－5件）
船舶検査証書不受検航行	21件
変更した検査事項の臨時検査を受けず航行（船舶安全法違反）	17件等
海上環境関係法令違反	59件（前年51件：＋8件）
廃棄物の不法投棄（廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反）	30件
船舶の海洋投棄（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）	13件等
刑法犯	37件（前年30件：＋7件）
船舶の衝突・乗揚げ海難に伴う業務上過失往來妨害	29件等
その他の法令違反	5件（前年15件：－10件）
無登録営業（遊漁船業の適正化に関する法律）	2件等

2 傾向

送致件数は、平成25年以降、減少傾向が続いていた（平成27年419件、平成28年355件）ものの、平成29年は467件に増加に転じ、横ばい傾向にあります。

送致件数の多い漁業関係法令違反は「じょれん」による、はまぐり、しじみの密漁事案であり、特異な事例としては、遊漁船の無登録営業事件がありました。

【問い合わせ先】

警備救難部環境防災課

環境防災課長 坂野 善男

電話052-661-1611（内線3310）



平成31年1月17日
第四管区海上保安本部

平成30年の海洋汚染の状況（速報）

平成30年の第四管区海上保安本部管内における海洋汚染確認件数は61件で、前年（44件）から17件の増加となりました。

1 内訳

（1）油による汚染 17件（前年11件：+6件）

- ・船舶からのもの 6件（前年7件：-1件）
例）作業船が燃料（A重油）を搭載中、タンク空気管から漏れて一部が海上に排出
- ・陸上からのもの 4件（前年3件：+1件）
例）事業所のタンク間にてタンクローリーを介して重油を移送中、機器の取扱不注意により漏出させ、側溝を伝い一部が海上に排出
- ・排出源不明のもの 7件（前年1件：+6件）
例）漁港内に浮流油を認め周辺等を確認するも排出源特定できず

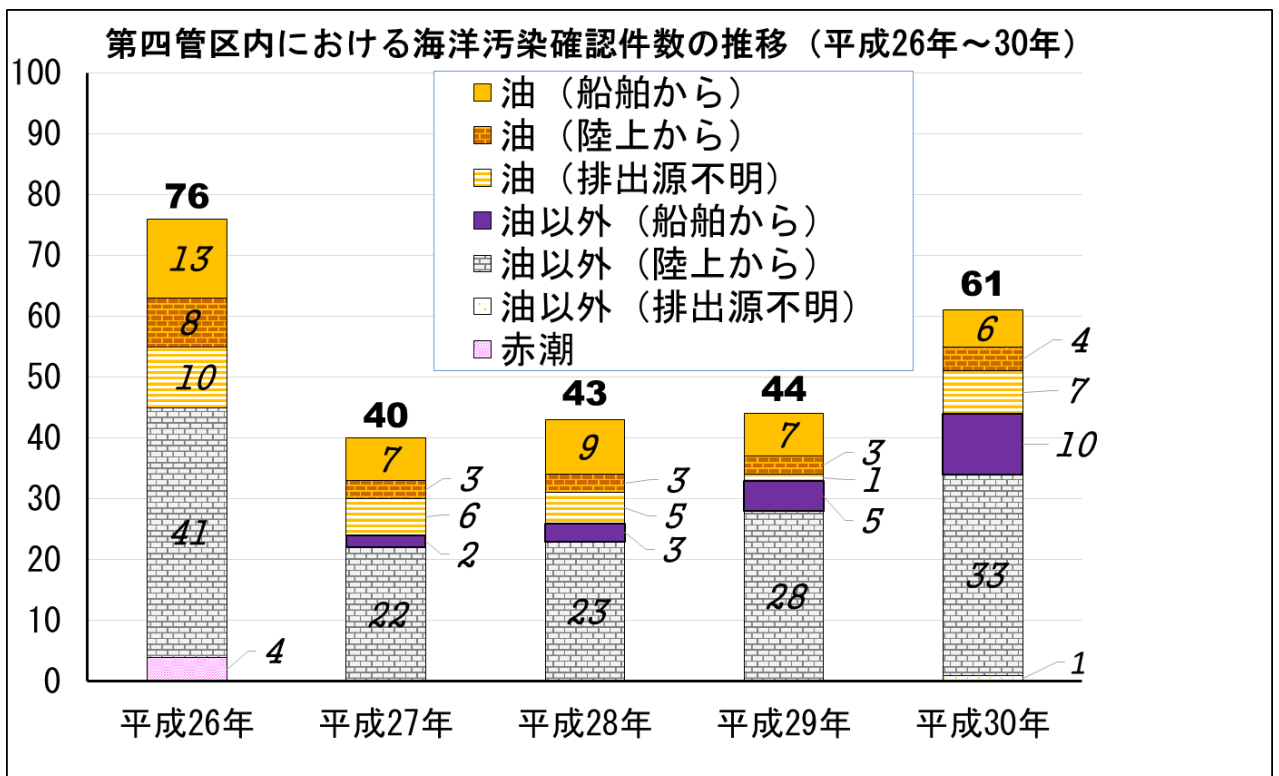
（2）油以外（有害液体物質、廃棄物等）による汚染 44件（前年33件：+11件）

- ・船舶からのもの 10件（前年5件：+5件）
例）砕石を陸揚げ荷役作業中、脱落防止をせず海へ落下させたもの
- ・陸上からのもの 33件（前年28件：+5件）
例）タンカーが塩酸を陸揚げ荷役中、陸上作業員のバルブ誤操作により海上に排出
例）水産加工により生じた魚の残渣を漁港内の岸壁から投棄したもの
例）家庭ごみ等一般廃棄物の海への不法投棄
- ・排出源不明のもの 1件（前年0件：+1件）
例）こぶし大の粘土状の塊（動植物系の油）が海岸に漂着した事案

2 傾向と対応

海洋汚染確認件数は、平成27年以降3年間は比較的低いレベルの数値で推移していましたが、平成30年は油及び油以外の汚染がともに増加しました。

増加の原因としては、家庭ごみ、魚・貝残渣ほか一般廃棄物の陸上からの投棄、碎石、残土等の事業系廃棄物の船舶からの投棄が増えているもので、引き続き指導・啓発活動や沿岸部の巡回・取締りを強化することとしています。



【問い合わせ先】

総務部総務課

総務課長 紙本 全士

電話 052-661-1611 (内線 2110)



平成30年1月8日

第四管区海上保安本部

名古屋海上保安部

**「ららぽーと名古屋みなとアクルス」において
118番の周知活動を行います！**

海上保安庁では、平成22年度から1月18日を「118番の日」と定め、全国で様々な緊急通報用電話番号である118番の周知活動を行っています。当管区本部等では、今年は名古屋市港区にある「ららぽーと名古屋みなとアクルス」で周知活動を行います。

1 日時

平成31年1月18日（金）午前10時00分～午後3時00分

2 場所

愛知県名古屋市港区港明2丁目3-2

ららぽーと名古屋みなとアクルス

3階 フードコート横「ららスタジオ」

3 実施内容

- ・海上保安庁に関する写真パネル展示
- ・118番の認知度調査、118番に関するチラシ配布、
- ・制服試着体験、塗り絵コーナー、広報映像の上映
- ・海上保安庁イメージキャラクター「うみまる」との写真撮影 等

(参考)

本イベントに合わせ、港警察署及び港消防署も館内の同じスペースで啓発イベントを実施する予定です。

名古屋駅で実施した様子（昨年度）



4 取材申し込み

取材を希望される報道機関は、別添取材申込書により、1月15日（火）午後1時までにお申し込みください。

5 118番について

平成12年から開始された海上における事件・事故の緊急通報用電話番号です。加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話等から利用できます。

「118番の日」周知活動 取材申込書

御社名 _____

連絡先 _____

注) イベント中止等をお知らせする場合の連絡先を記載してください。

代表者氏名 _____

同行者氏名 _____

注) 同行者全員の氏名を記入してください。

御掲載・OA予定 _____

差し支えなければご記入ください。

申込書送付先

FAX : 052-661-1620

メール : jcg4soumu1-5u5s@mlit.go.jp

メールでお申込の場合は上記項目を漏れなく記載してください。

お申込を頂いた報道機関には、受付担当からご連絡を差し上げます。

受付担当

第四管区海上保安本部 総務部総務課 企画係

TEL : 052-661-1611

【問い合わせ先】

交通部安全対策課

安全対策課長 奥村 和彦

電話 052-661-1611（内線 2640）



平成31年1月9日
第四管区海上保安本部

平成30年における海難発生状況について（四管区速報）

平成30年に発生した第四管区管内（愛知県・三重県）の船舶事故※及び人身事故※は次のとおりでした。

- ◆ 船舶事故隻数 150隻〔死者等※ 1人〕
 - 船舶事故の約8割（79%）が小型船舶※（118隻）によるもので、特に、プレジャーボートによる事故（92隻）が多く発生。
 - 事故の種類別では、機関故障といった運航不能※の事故（88隻）が、船舶事故の約6割（58%）を占めました。
- ◆ 人身事故者数 103人〔死者等 30人〕
 - 人身事故の約4割（43%）がマリンレジャーに伴う海浜事故（44人）によるもので、特に、遊泳中の事故（18人）が多く発生。

※「船舶事故」とは、船舶海難のうち船舶運航に関連した損害や具体的な危険が発生した海難をいう。
※「人身事故」とは、人身海難のうち海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気を除く）が発生した海難をいう。
※「死者等」とは、死者・行方不明者をいう。
※「小型船舶」とは、船種（船の用途）がプレジャーボート、漁船及び遊漁船をいう。
※「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じた海難をいう。

1 船舶海難

（1）平成30年の船舶海難は191隻で、そのうち船舶事故は150隻、インシデント※は41隻でした。

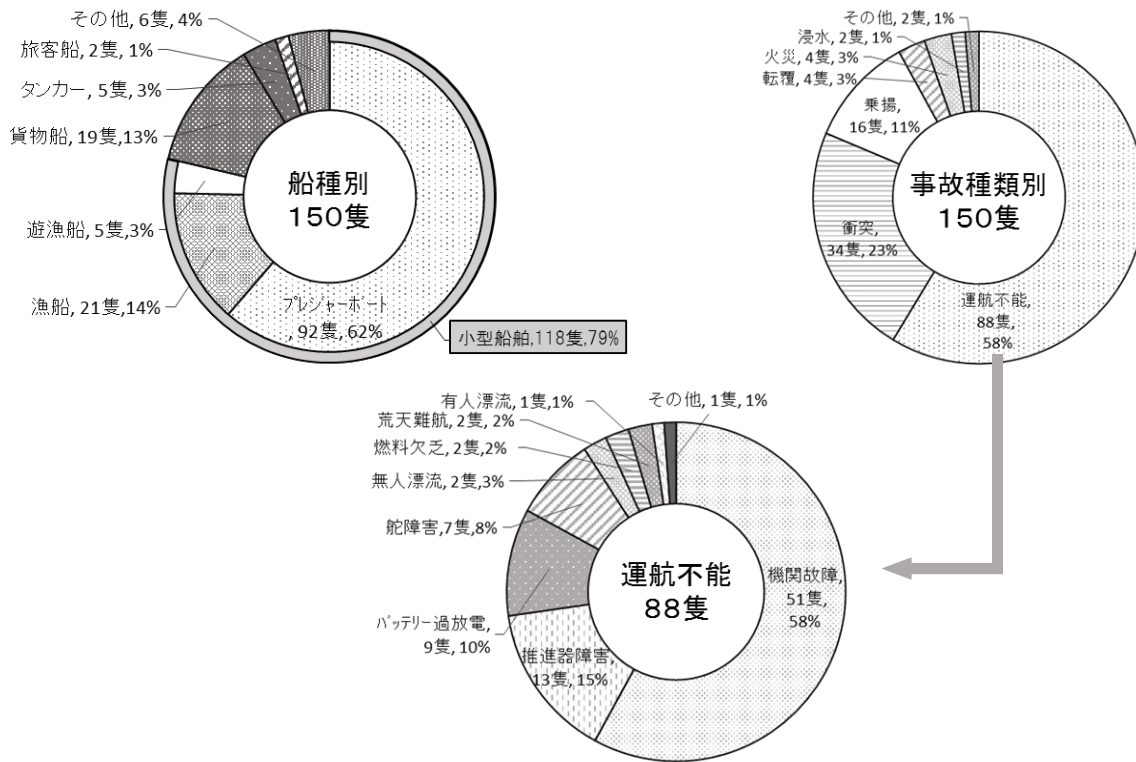
なお、船舶事故による死亡・行方不明者は1人発生しています（前年0人）。

（2）船舶事故の船種別では、プレジャーボートが92隻、漁船が21隻、貨物船が19隻、タンカー及び遊漁船がそれぞれ5隻、旅客船が2隻、その他が6隻となっており、小型船舶が118隻と全体の約8割（79%）を占めました。

（3）船舶事故の種類別では、運航不能が88隻、衝突が34隻、乗揚が16隻、転覆及び火災がそれぞれ4隻、浸水及びその他がそれぞれ2隻となっています。

なお、運航不能の内訳は、機関故障が51隻、推進器障害が13隻、バッテリー一過放電が9隻、舵障害が7隻、無人漂流、燃料欠乏及び荒天難航がそれぞれ2隻、有人漂流及びその他がそれぞれ1隻となっています。

※「インシデント」とは、船舶運航に関連した損害や具体的な危険が発生しなかった海難をいう。



2 人身海難

(1) 平成30年の人身海難は187人で、そのうち人身事故は103人、その他の人身に係るトラブル※は84人でした。

なお、人身事故による死者・行方不明者は30人でした（前年31人）。

(2) 人身事故の区別では、マリンレジャーに伴う海浜事故が44人（死者15人）、マリンレジャー以外の海浜事故が21人（死者11人）、乗船中の人身事故38人（死者3人、行方不明者1名）でした。

(3) マリンレジャーに伴う海浜事故では、遊泳中が18人（死者7人）、釣り中が10人（死者4人）、サーフィン中が9人（死者1人）、磯遊び中が2人（死者2人）、ボードセーリング中が1人（死者0人）、その他4人（死者1人）となっています。

※「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気を除く）が発生しなかった海難をいう。

